

第13回 福岡市個人情報保護審議会 個人情報保護制度部会 議事録

日 時	令和4年9月14日（水） 10:00～11:30
場 所	福岡市役所15階 1503会議室
出席者	委員（五十音順、敬称略） 五十川 直行 永星 浩一 北坂 尚洋 作間 功 山下 亜紀子 福岡市 総務企画局行政部情報公開室 情報公開室長 吉野 靖啓 個人情報保護係長 禅院 義隆 個人情報保護係員 川崎 翔太 個人情報保護係員 二宮 新吾
議 題	個人情報保護法の改正に伴う福岡市の個人情報保護制度における対応について

開会

議題 個人情報保護法の改正に伴う福岡市の個人情報保護制度における対応について

- (部会長) 本日は、審議事項ごとに答申の方向性（案）について確認を行う。
はじめに、「条例要配慮個人情報」について、説明をお願いする。
- (福岡市) 資料に沿って説明。
- (部会長) 今の説明について、何か質問や意見等はないか。
- (委員) なし。
- (部会長) それでは、思想、信条など、現行条例において収集が制限される個人情報は、改正法に規定された要配慮個人情報に含まれることから、現時点において、条例要配慮個人情報として独自に規定すべき内容はなく、今後の市の施策展開等により必要が生じた際に改めて検討すべきであるということによいか。
- (委員) 異議なし。
- (部会長) 次に、「個人情報取扱事務登録簿の作成・公表」について、説明をお願いする。
- (福岡市) 資料に沿って説明。
- (部会長) 答申において、ウェブ上のシステムでの個人情報ファイル簿の公表など、制度の運用について言及しても差し支えないか。
- (福岡市) 差し支えない。公表方法を充実させることで、市民の利便性の向上を図ることが重要と考えている。
- (部会長) それでは、①改正法で作成・公表が義務付けられる個人情報ファイル簿に加えて、趣旨・目的が近似した個人情報取扱事務登録簿の作成・公表の規定を置く必要はない。
②制度の運用に当たっては、ウェブ上での個人情報ファイル簿の検索を容易にする公表システムの活用などにより、市民の利便性の向上に努めるべきであるということによいか。
- (委員) 異議なし。
- (部会長) 次に、「開示義務（不開示情報）」について、説明をお願いする。
- (福岡市) 資料に沿って説明。
- (部会長) 「個人に関する情報のうち当該個人が開示することに同意していると認められて

- いる情報」については、条例に規定することはできないという理解でよいか。
- (福岡市) 情報公開条例に相当する規定がないため、事務の手引き等で改正法における解釈を明確にする必要があると考えている。
- (委員) 具体的には、どのような解釈が示されているのか。
- (福岡市) 逐条解説や国の答申によると、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当するという解釈が示されている。
- (委員) その解釈を改めて手引きに記載する必要はあるのか。
- (福岡市) 現行条例で明記されていた事項については、それが改正法の解釈上、どこに該当するのかを示す必要があるのではないかと考えている。
- (委員) 事務の手引きというのは、福岡市独自のものを作成するのか。
- (福岡市) 福岡市の条例で規定する部分など、国のガイドラインに記載されていない部分について、現行条例の手引きのようなものを作成することを検討している。
- (部会長) それでは、①「個人に関する情報のうち公務員等の職務の遂行に係る情報」及び「市民生活の安全等に関する情報」については、これまでの運用を踏まえて、情報公開条例との整合を図る規定を置くべきである。
- ②「個人に関する情報のうち当該個人が開示することに同意していると認められる情報」については、これまでの運用を踏まえて、事務の手引き等で改正法における解釈を明確にすべきである。
- ③「他の法令の規定等により開示することができない情報」については、不開示情報のいずれかの類型に当てはめることができるため、改めて規定を置く必要はないということによいか。
- (委員) 異議なし。
- (部会長) 次に、「開示・訂正・利用停止の手続」について、説明をお願いします。
- (福岡市) 資料に沿って説明。
- (部会長) 存否応答拒否決定の審議会への報告義務については、どのような形式で規定するのか。
- (福岡市) 他の自治体では要綱で定めている例もあり、規則や要綱等で定めることが考えられる。
- (部会長) それでは、①開示・訂正・利用停止決定等の期限については、市民の利便性、公文書公開請求制度との整合の観点から、いずれも現行条例と同等の期限となるよう規定を置くべきである。
- ②現行条例で存否応答拒否を行った場合に、個人情報保護審議会への報告を義務付けている仕組みについては、審議会が制度の運用を事後的にチェックできるよう、改正法のもとでも報告の仕組みを設けるべきであるということによいか。
- (委員) 異議なし。
- (部会長) 次に、「開示請求の手数料」について、説明をお願いします。
- (福岡市) 資料に沿って説明。
- (委員) 改正法第89条の条文について、実費と手数料の概念上の関係性が分かりづらい印象がある。
- (部会長) 条例への規定に当たっては、委員指摘の点について留意されたい。
- (部会長) それでは、市民の利便性、公文書公開請求制度との整合の観点から、開示請求の費用については、現行条例の取扱いと同様に、実費相当の費用のみ徴収できるよう、必要な規定を置くべきであるということによいか。
- (委員) 異議なし。
- (部会長) 次に、「審査請求の手続」について、説明をお願いします。
- (福岡市) 資料に沿って説明。
- (委員) インカメラ審理などの審査手続については、どの様な形式で定めるのか。
- (福岡市) 条例で定めることを想定している。

- (部会長) それでは、審査請求に関して、個人情報保護審議会がこれまで同様に審議を行うことができるよう、行政不服審査法第81条第1項の機関に位置付けるとともに、インカメラ審理など必要な権限及び諮問・裁決期限など必要な手続についての規定を置くべきであるということによいか。
- (委員) 異議なし。
- (部会長) 次に、「行政機関等匿名加工情報の手数料」について、説明をお願いします。
- (福岡市) 資料に沿って説明。
- (部会長) 標準額とは、政令で定める額ということか。
- (福岡市) そうである。
- (部会長) それでは、政令と異なる定めをする特殊事情等は見当たらないことから、行政機関等匿名加工情報の手数料については、標準額のとおりとすべきであるということによいか。
- (委員) 異議なし。
- (部会長) 次に、「審議会への諮問」について、説明をお願いします。
- (福岡市) 資料に沿って説明。
- (部会長) 今の説明について、何か質問や意見等はないか。
- (委員) なし。
- (部会長) それでは、条例の改正など制度のあり方や、特定個人情報保護評価など制度の運用について、改正法第129条に基づき審議会に諮問することができるよう、必要な規定を置くべきであるということによいか。
- (委員) 異議なし。
- (部会長) 他に質問等はないか。
- (委員) なし。
- (部会長) それでは、以上で、本日の議事を終了する。

議事終了 閉会